

退職手当資金給付事業

書 式 集

－ 抜 粹 －

〈平成25年度 改訂版〉

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会

目 次

1. 加入申込書	1 頁
2. 幼稚園異動報告書	2 頁
3. 教職員氏名変更届書	3 頁
4. 勤続期間通算届書	4 頁
5. 勤続期間通算届書（記入例）	5 頁
6. 資格取得報告書	6 頁
7. 資格取得報告書（記入例）	7 頁
8. 標準給与基礎届書	8 頁
9. 標準給与基礎届書（記入例）	9 頁
10. 資格喪失報告書	10 頁
11. 資格喪失報告書（記入例）	11 頁
12. 退職手当資金給付請求書	12 頁
13. 退職手当資金給付請求書（記入例）	13 頁
14. 退職手当資金〈掛金返還〉給付請求書	14 頁
15. 退職手当資金〈掛金返還〉給付請求書（記入例）	15 頁
16. 退職願	16 頁
17. 育児休業申出書	17 頁
18. 育児休業期間満了出勤届	18 頁
19. 介護休業申出書	19 頁
20. 介護休業期間変更申出書	20 頁

別表

○ 退職手当資金給付事業掛金早見表（退職手当資金給付事業運営規則第11条）	21 頁
○ 退職手当資金給付乗率表（退職手当資金給付事業運営規則第15条）	22 頁

— 関 連 規 程 —

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会定款（抜粋）	
第 7 章 私立幼稚園教職員退職手当資金給付事業	23 頁
社団法人 宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業運営規則	24 頁

書類名および様式一覧

	必 要 書 類	様 式	頁
1. 会 員 の 入 会 異 動 ・ 脱 退	加入申込書	第1号	1
	幼稚園異動報告書	第9号	2
	脱退届	第12号	—
2. 教 職 員 の 異 動	資格取得報告書	第3号	6
	標準給与基礎届書	第4号	8
	資格喪失報告書	第6号	10
	教職員氏名変更届書	第10号	3
	勤続期間通算届書	第11号	4
3. 退職手当資金の 給 付	退職手当資金給付請求書	第7号	12
	退職手当資金裁定兼支払通知書		
	給付額算定内訳書		
4. 掛 金 の 返 還	退職手当資金〈掛金返還〉請求書	第7号の2	14
	退職手当資金〈掛金返還〉裁定兼支払通知書		
	掛金返還算定内訳書		
5. 掛 金	納入通知書	第5号	—
	督促状	第13号	—
6. 育 児 ・ 介 護 休 業	育児休業申出書	第14号	17
	育児休業期間満了出勤届	第15号	18
	介護休業申出書	第16号	19
	介護休業期間変更申出書	第17号	20
7. 退 職 願	退職願	第18号	16

加入申込書

平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 御中

〒

所在地

幼稚園名

代表者名

(印)

電話番号

(社) 宮城県私立幼稚園連合会定款第7章に定める私立幼稚園
教職員退職手当資金給付事業の趣旨に賛同し、下記の加入申込金を
添えて、申込みを致します。

加入 申 込 金	加入申込金の内訳	人 数	金 額	摘 要
加入 申 込 金	加入申込金(1)	人	金 円	教職員1人につき1,000円
加入 申 込 金	加入申込金(2)	/	金 10,000 円	1園につき10,000円
加入 申 込 金	合 計	/	金 円	
備 考	資格取得報告書を添付のこと			

教職員氏名変更届書

所在地		〒				
私立宮城	私立幼稚園の記号番号	私立幼稚園名	幼稚園	電話		
私立共済加入者証個人番号 04-F	給付整理番号	教職員番号	教職員		変更年月日	変更事由
			職名	変更前氏名		
		職	ふりがな	性別		
		変更後氏名	生年月日	性別		
			昭・平 年 月 日	男・女	平成 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	男・女	平成 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	男・女	平成 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	男・女	平成 年 月 日	
			昭・平 年 月 日	男・女	平成 年 月 日	

上記のとおり氏名変更をお届けします。

平成 年 月 日

上記私立幼稚園代表者名

(印)

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会理事長 殿

勤続期間通算届書

異動教職員名		生年月日		性別
		昭平		男・女
		異動		後
幼稚園名	私立幼稚園の記号番号	幼稚園	私立幼稚園の記号番号	幼稚園
異動年月日	退職日	平成	年	月
			日	
給付整理番号			平成	年
			日	
標準給与月額			平成	年
			日	
異動事由			就職日	平成
			年	月
			日	
			等級	千円
			等級	千円

上記のとおり異動を承認したので報告します。

平成 年 月 日

- 注1) 同一学園内異動の場合は、設置者の記名押印(1箇所)とする。
 注2) 異動前の園は「資格喪失報告書」の提出、異動後の園は「資格取得報告書」(私学共済の写しを添付)の提出が必要となります。

(異動前) 所在地 〒
 幼稚園名
 代表者

印

(異動後) 所在地 〒
 幼稚園名
 代表者

印

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会理事長 殿

様式第11号 (記入例)

勤続期間通算届書

異動教職員名	宮城 太郎	生年月日	昭平 50年2月10日	性別	男・女
--------	-------	------	-------------	----	-----

幼稚園名	異動前		異動後		性別
	私立幼稚園の記号番号	仙台1	私立幼稚園の記号番号	仙台1-2	
異動年月日	退職日	平成21年3月31日	就職日	平成21年4月1日	幼稚園
給付整理番号	5300		5300		
標準給与月額	10 等級	170 千円	11 等級	180 千円	
異動事由	学園内異動		学園内異動		

上記のとおり異動を承認したので報告します。

平成 × 年 × 月 × 日

所在地 〒

(異動前)

幼稚園名 代表者

〒980-0803
仙台市青葉区国分町三丁目××××

学校法人 幸学園

(異動後) 所在地 幼稚園名 代表者

理事長 永井 健太

印



印

注1) 異動前の幼稚園は、資格喪失報告書を提出すること。

注2) 異動後の幼稚園は、資格取得報告書(私学共済の写しを添付)を提出すること。

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会理事長 殿

資格取得報告書

※印欄は記入しないで下さい。

私立宮城 の記号番号		私立幼稚園 の記号番号		幼稚園 電話		所在地		〒					
私立宮城 加入者証 個人番号	職名	教員 (私学共済加入者)		私立学校 共済制度 資格取得 の年月日	幼稚園代表者	給与 基本給	給与 研修手当	給与 役職手当	計	退職手当 資金給付 事業加入 の年月日	※標準給与		備考
		職名	ふりがな								生年月日	性別	
04-F				平成		円	円	円	円	平成	級	千円	
				平成						平成	級	千円	
				平成						平成	級	千円	
				平成						平成	級	千円	
				平成						平成	級	千円	
				平成						平成	級	千円	

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

注1) 給与月額欄には、基本給、研修手当、役職手当 (通勤手当、住宅手当、扶養手当等の諸手当は除く) を記入。
注2) 日本私立学校振興・共済事業団に提出している「資格取得報告書」の「写」を添付すること。

様式第3号 (記入例)

資格取得報告書

〒980-0803

所在地 仙台市青葉区国分町三丁目×××

私立宮城 加入者証 個人番号	私立幼稚園 の記号番号	仙台1 幼稚園名		0000 幼稚園		電話 022 337-××××	幼稚園代表者	理事長 永井健太			退職手当 資金給付 事業加入 の年月日	※標準給与		備考
		職名	職 員 (私学共済加入者)	生年月日	性 別			私立学校 共済制度 資格取得 の年月日	給 与 額	研 修 手 当		役 職 手 当	計	
04-F 0005 36	園長	ふりがな やまだ いちろう 山田 一郎	昭平 30・4・10	男・女 男	平成 21・4・1	円 300,000	円 30,000	円 330,000	平成 21・4・1	級	千円			
37	教諭	たかやま ゆき 高山 由紀	昭平 50・2・11	男・女 女	平成 21・4・1	円 170,000		円 170,000	平成 21・4・1	級	千円			
38	事務	いとう まさこ 伊藤 正子	昭平 61・8・6	男・女 女	平成 21・4・1	円 170,000		円 170,000	平成 21・4・1	級	千円			
			昭平 ・	男・女 ・	平成 ・				平成 ・	級	千円			
			昭平 ・	男・女 ・	平成 ・				平成 ・	級	千円			

理事
長印

上記のとおり確認しました。
平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

印

注1) 給与月額欄には、基本給、研修手当、役職手当(通勤手当、住宅手当、扶養手当等の諸手当は除く)を記入。
注2) 日本私立学校振興・共済事業団に提出している「資格取得報告書」の「写」を添付すること。

※印欄は記入しないで下さい。

標準給与基礎届書

※印欄は記入しないで下さい。

私立宮城 加入者証 個人番号	私立幼稚園 の記号番号	幼稚園名	幼稚園		電話	給 与 額				幼稚園代表者	※標準給与			備考	
			職名	職 員 が 氏 名		性 別	現在の 標準給与 等 級	算 定 基礎月	基本給		研修手当	役職手当	合 計		平均額
04-F					男・女	千円	4月							千円	
							5月								
							6月								
							計								
					男・女	千円	4月							千円	
							5月								
							6月								
							計								
					男・女	千円	4月							千円	
							5月								
							6月								
							計								
					男・女	千円	4月							千円	
							5月								
							6月								
							計								
					男・女	千円	4月							千円	
							5月								
							6月								
							計								

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

印

様式第4号 (記入例)

標準給与基礎届書

※印欄は記入しないで下さい。

私立宮城 加入者証 個人番号	私立幼稚園 の記号番号	仙台1	幼稚園名	教職員		現在の標準給与		給与月額額				標準給与 等級	備考	
				職名	氏名	性別	等級	月額	額	基本給	研修手当			役職手当
04-F			仙台1	園長	やまだ たろう	男	20	340	4月	320,000	30,000	350,000	円	
0005 36	2800		園長	山田 太郎	男・女	20	千円	5月	320,000	30,000	350,000	円		
					山田 太郎			6月	320,000	30,000	350,000	円		
					山田 太郎			計	960,000	90,000	1,050,000	円		
38	2802		事務	伊藤 正子	男・女	10	千円	4月	173,000		173,000	円		
					伊藤 正子			5月	173,000		173,000	円		
					伊藤 正子			6月	173,000		173,000	円		
					伊藤 正子			計	519,000		519,000	円		
26	3503		教諭	みやぎ ともこ	男・女	11	千円	4月	183,000		183,000	円		
					みやぎ ともこ			5月	100,000		100,000	円		
					みやぎ ともこ			6月	0		0	円		
					みやぎ ともこ			計	283,000		283,000	円		
28	2671		"	佐々木 育子	男・女	12	千円	4月	186,000		186,000	円		
					佐々木 育子			5月	186,000	5,000	191,000	円		
					佐々木 育子			6月	186,000	3,000	189,000	円		
					佐々木 育子			計	558,000	8,000	566,000	円		
								4月				円		
								5月				円		
								6月				円		
								計				円		

理事長印

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

印

注1) 4月加入者(資格取得報告書提出)であっても、標準給与基礎届書に基づき決定。全ての加入者が、標準給与基礎届書により9月からの掛金を決定する。
 注2) 標準給与基礎届書に2ヶ月で記入してきた場合は、2ヶ月の平均を標準給与月額とする。
 注3) 宮私幼に育児休業申請書が提出されていて、算定基礎月に給与が支給されていない月等がある場合は、育児休業前の標準給与月額で継続する。
 注4) 日本私立学校振興・共済事業団に提出している「標準給与基礎届書」の「写」を添付すること。

資格喪失報告書

〒

※印欄は記入しないで下さい。

私立宮城		私立幼稚園の記号番号		幼稚園名		幼稚園		電話		所在地		幼稚園代表者		備考		
私立共済加入者証個人番号	給付整理番号	職名	教職員		資格喪失時の標準等級	資格喪失の事由年月日	資格喪失の事由年月日	資格喪失の事由(該当に○印)	※資格喪失年月日	備考	幼稚園		電話		所在地	
			ふりがな氏	職名							生年月日	性別	標準等級	資格喪失の事由年月日	資格喪失の事由(該当に○印)	資格喪失年月日
04-F				昭・平	男・女		千円	平成・	普通退職	平成						
				昭・平	男・女		千円	平成・	普通退職	平成						
				昭・平	男・女		千円	平成・	普通退職	平成						
				昭・平	男・女		千円	平成・	普通退職	平成						
				昭・平	男・女		千円	平成・	普通退職	平成						

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

社団法人宮城県私立幼稚園連合会 理事長

印

注1) 本人からの「退職願」の「写」を添付してください。
 注2) 資格喪失の事由欄の「異動」は、「宮私幼に「勤続期間通算届書」を提出して異動した場合に異動に○印をつけて下さい。

資格喪失報告書

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目×××

※印欄は記入しないで下さい。

私立宮城 加入者証 個人番号	私立幼稚園 の記号番号	仙台1	幼稚園名	幼稚園			電話 022 337-×××××	所在地	理事長 永井健太	理事長 印	備考	
				園長 氏名	園長 生年月日	園長 性別						
給付整理 番号	職名	教職 氏名	教職 生年月日	教職 性別	資格喪失時 標準給与		資格喪失の 事由を 生じた 年月日	資格喪失の 事由 (該当に○印)	※ 資格喪失年月日			
					等級	月額						
04-F 0225 28	4800	教諭	ひらの えつこ 平野悦子	昭 35・9・17 平	男 女	10 級	170 千円	平成 21・3・31	平成	普通退職 異動 みなし退職	平成 ・ ・	
				昭 ・ 平	男 女	級	千円	平成 ・ ・	平成	普通退職 異動 みなし退職	平成 ・ ・	
				昭 ・ 平	男 女	級	千円	平成 ・ ・	平成	普通退職 異動 みなし退職	平成 ・ ・	
				昭 ・ 平	男 女	級	千円	平成 ・ ・	平成	普通退職 異動 みなし退職	平成 ・ ・	
				昭 ・ 平	男 女	級	千円	平成 ・ ・	平成	普通退職 異動 みなし退職	平成 ・ ・	

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

印

注1) 本人からの「退職願」の「写」を添付してください。
 注2) 資格喪失の事由欄の「異動」は、「宮私幼に「勤続期間通算届書」を提出して異動した場合に異動に○印をつけて下さい。

退職手当資金給付請求書
退職手当資金裁定兼支払通知書

所在地

〒

私立宮城 の記号番号	幼稚園名	幼稚園	幼稚園 代表者	請求金額 千 百 十 万 千 百 十 円	銀行 支店
番号	給付整理番号	退職教職員氏名	幼稚園 代表者		

私立宮城 の記号番号	幼稚園名	幼稚園	幼稚園 代表者	請求金額	銀行 支店
番号	給付整理番号	退職教職員氏名	幼稚園 代表者	請求金額	銀行 支店
1	私学共済加入 者証個人番号 04-F-			ふりがな	当座 普通
2				口座名義	預金 No.
3				銀行振込	
4				送金方法	
5				事務局処理欄	
6				裁定兼支払通知書発送日	平成 年 月 日
7				振込依頼書発送日	平成 年 月 日
8				領収書受領日	平成 年 月 日
9				審査	
10				計	
		(1) 名			

上記のとおり退職手当資金の給付を裁定し、支払いますので通知します。

平成 年 月 日	平成 年 月 日
----------	----------

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

(印)

注1) 加入者（幼稚園）からの領収書の提出は、不要になりました。
注2) 退職者が加入者（幼稚園）に提出した受領証等の写しのみを送付していただくことになります。

様式第7号 (記入例)

退職手当資金給付請求書
退職手当資金裁定兼支払通知書

所在地	〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目×××
幼稚園 電話番号	022 337-××××
幼稚園名	理事長 永井健太 (理事長印)

私立宮城の記号番号	私立幼稚園の記号番号	仙台1	幼稚園名	退職教職員氏名	金額	請求金額
1	04-F-000528	4800	平野悦子	3000000	ふりがな 口座名義 銀行振込	千円 百円 十円 円 ¥30000000
2					送金方法	がっこうほうじんさちがくえん 〇〇〇ようちえん 学校法人幸学園 〇〇〇幼稚園 七十七 銀行 国分町 支店 当座 (普通) 預金 No. ××××××××
3					事務	裁定兼支払通知書発送日 平成 年 月 日
4					局	振込依頼書発送日 平成 年 月 日
5					処	領収書受領日 平成 年 月 日
6					理	審査
7					欄	
8						
9						
10						
計				(1) 名	3000000	

上記のとおり退職手当資金の給付を裁定し、支払いますので通知します。

平成 年 月 日

送金予定日	平成 年 月 日
-------	----------

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長



注1) 加入者(幼稚園)からの領収書の提出は、不要になりました。
注2) 退職者が加入者(幼稚園)に提出した受領証等の写しのみを送付していただくこととなります。

退職手当資金<掛金返還>給付請求書
退職手当資金<掛金返還>裁定兼支払通知書

所在地

〒

私立宮城 の記号番号	幼稚園名	幼稚園	電話	幼稚園 代表者	(印)
番号	私立幼稚園 加入者証個人番号	給付整理番号	金額	請求金額	千 百 十 万 千 百 十 円
1	04-F-				
2		退職教職員氏名		ふりがな 口座名義	
3		掛金返還金控除 %		銀行振込	銀行 No.
4				送金方法	当座 普通
5				裁定兼支払通知書発送日	平成 年 月 日
6				振込依頼書発送日	平成 年 月 日
7				領収書受領日	平成 年 月 日
8				審査	
9					
10					
		計			
内 訳					

送金予定日 平成 年 月 日

上記のとおり退職手当資金の給付を裁定し、支払いますので通知します。

平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会

理事長

(印)

注1) 加入者(幼稚園)からの領収書の提出は、不要になりました。
 注2) 掛金返還金控除率は、宮私幼退職手当資金給付事業運営規則第19条の条項により適用されます。

様式第7号の2 (記入例)

退職手当資金<掛金返還>給付請求書
 退職手当資金<掛金返還>裁定兼支払通知書

所在地		〒 980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目×××	
私立宮城 の記号番号	私立幼稚園 の記号番号	幼稚園名	幼稚園 代表者
仙台1	022 337-××××	〇〇〇	理事長 永井 健太 (理事印)
私学共済加入 者証個人番号	給付整理番号	退職教職員氏名	請求金額
04-F-0005 25	4799	田中 理恵子	ふりがな 口座名義
		掛金返還金控除 5%	がっこうほうじんざちがくえん 〇〇〇ようちえん
		注2)	学校法人幸学園 〇〇〇幼稚園
			七十七 銀行 国分町 支店
			当座 (普通) 預金 No. ××××××××
番号	金額	送金方法	事務局 処理欄
1	3000000		裁定兼支払通知書発送日 平成 年 月 日
2	△150000		振込依頼書発送日 平成 年 月 日
3			領収書受領日 平成 年 月 日
4			審査
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	計	(1) 名	

上記のとおり退職手当資金の給付を裁定し、支払いますので通知します。

平成 年 月 日

送金予定日 平成 年 月 日

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 理事長

(印)

注1) 加入者(幼稚園)からの領収書の提出は、不要になりました。
 注2) 掛金返還金控除率は、宮私幼退職手当資金給付事業運営規則第19条の条項により適用されます。

退職願

〇〇〇の都合により、来る平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもちまして

私儀

退職いたしたく、お届けいたします。

平成 年 月 日

〇
〇
〇
〇
印

学校法人〇〇学園

〇
〇
〇
幼稚園

理事長
〇
〇
〇
〇
様

注1) 園の届出様式があれば、そのコピーでも可。

育児休業申出書

幼稚園設置者 殿

〔申出日〕 平成 年 月 日

〔申出者〕

氏 名



私は、下記のとおり育児休業の申し出をします。

記

1. 育児休業に係る子の状況	(1) 氏 名		
	(2) 生 年 月 日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日		
2. 育児休業の期間	平成 年 月 日 から	備考	
	平成 年 月 日 まで		

注1) 育児休業申出書は、幼稚園設置者に提出することになります。宮私幼へはコピーを提出してください。

注2) 園の届出様式があれば、そのコピーでも可。

育児休業期間満了出勤届

幼稚園設置者 殿

〔届出日〕 平成 年 月 日

〔届出者〕

氏 名

Ⓜ

私は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間、育児

休業をご承認いただいておりますが、期間満了いたしましたので、

平成 年 月 日から出勤いたしたくお届けいたします。

注1) 育児休業期間満了出勤届は、幼稚園設置者に提出することになります。

宮私幼へはコピーを提出してください。

注2) 園の届出様式があれば、そのコピーでも可。

介護休業申出書

幼稚園設置者 殿

〔申出日〕 平成 年 月 日

〔申出者〕

氏 名

①

私は、下記のとおり介護休業の申し出をします。

記

1. 介護休業に係る家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2. 介護休業の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	備 考

1. の (3) は、介護休業の申し出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入。

注1) 介護休業申出書は、幼稚園設置者に提出することになります。宮私幼へはコピーを提出してください。

注2) 園の届出様式があれば、そのコピーでも可。

介護休業期間変更申出書

幼稚園設置者 殿

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者]

氏 名



私は、平成 年 月 日に行なった介護休業の申し出における休業期間を
下記のとおり変更します。

記

1. 当初の申し出における 介護休業期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
2. 当初の申し出に対する 幼稚園の対応	休業開始予定日の指定 <input type="checkbox"/> ・有 → 指定後の介護休業開始予定日 <input type="checkbox"/> ・無 [平成 年 月 日]
3. 変更の内容	変更後の休業終了予定日 平成 年 月 日
4. 変更の理由 休業終了予定日の繰上げ 変更の場合に記入	

注1) 介護休業期間変更申出書は、幼稚園設置者に提出することになります。宮私幼へはコピーを提出してください。

注2) 園の届出様式があれば、そのコピーでも可。

別 表（退職手当資金給付事業運営規則 第11条）

宮私幼退職手当資金給付事業掛金早見表

平成28年4月1日施行
(単位：円)

標準給与の		給 与 月 額		掛金額 $\frac{65}{1000}$
等級	月 額	以上	未満	
1	98,000		101,000	6,370
2	104,000	101,000	107,000	6,760
3	110,000	107,000	114,000	7,150
4	118,000	114,000	122,000	7,670
5	126,000	122,000	130,000	8,190
6	134,000	130,000	138,000	8,710
7	142,000	138,000	146,000	9,230
8	150,000	146,000	155,000	9,750
9	160,000	155,000	165,000	10,400
10	170,000	165,000	175,000	11,050
11	180,000	175,000	185,000	11,700
12	190,000	185,000	195,000	12,350
13	200,000	195,000	210,000	13,000
14	220,000	210,000	230,000	14,300
15	240,000	230,000	250,000	15,600
16	260,000	250,000	270,000	16,900
17	280,000	270,000	290,000	18,200
18	300,000	290,000	310,000	19,500
19	320,000	310,000	330,000	20,800
20	340,000	330,000	350,000	22,100
21	360,000	350,000	370,000	23,400
22	380,000	370,000		24,700

退職手当資金給付乗率表

勤 続 期 間		乗 率
0年以上	1年未満	0.600
1	2	0.750
2	3	1.500
3	4	2.250
4	5	3.000
5	6	3.750
6	7	4.500
7	8	5.250
8	9	6.000
9	10	6.750
10	11	7.500
11	12	8.250
12	13	9.000
13	14	9.750
14	15	10.500
15	16	11.250
16	17	12.000
17	18	12.750
18	19	13.500
19	20	14.250
20	21	15.000
21	22	16.000
22	23	17.000
23	24	18.000
24	25	19.000
25	26	20.000
26	27	21.000
27	28	22.000
28	29	23.000
29	30	24.000
30	31	25.000
31	32	26.000
32	33	27.000
33	34	28.000
34	35	29.000
35	36	30.000
36	37	31.000
37	38	32.000
38	39	33.000
39	40	34.000
40年以上		35.000

※ 平成15年5月29日から適用する。

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会定款（抜粋）

第 7 章 私立幼稚園教職員退職手当資金給付事業

（退職手当資金給付事業）

第 35 条 第 4 条第 4 号の事業は、私立幼稚園教職員退職手当資金給付事業（以下「給付事業」という。）と称し、当該事業に加入した正会員（以下「加入者」という。）に対し、当該正会員の設置する私立幼稚園に勤務する教職員のために退職手当資金の給付を行うものとする。

（加 入）

第 36 条 正会員は、給付事業に加入しようとするときは、給付事業加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（脱 退）

第 37 条 加入者は、給付事業を脱退しようとするときは、理由を付し、理事長に給付事業脱退届を提出し理事会の承認を得なければならない。

2 加入者が、正会員でなくなったとき、脱退したものとみなす。

（権利義務の承認）

第 38 条 新たに加加入者となった者のうち、幼稚園の設置者の変更に伴ない、当該幼稚園の変更前の設置者である加入者に代って、当該幼稚園の設置者となり加入者となった者は、当該変更前の設置者である加入者の給付事業にかかる一切の権利義務を承継するものとする。

（掛 金）

第 39 条 加入者は、総会において別に定める掛金を毎月納入しなければならない。

2 既納の掛金は返還しない。ただし、加入者が脱退した場合、又は別に定める給付制限に該当する場合は、給付事業掛金相当額を当該会員に返還する。

（給 付）

第 40 条 加入者に対する給付は、総会において別に定めるところにより、当該加入者の設置する幼稚園に勤務する教職員に対する退職手当の給付に要する経費について行う。

（特別会計）

第 41 条 給付事業の会計は、特別会計を設けて処理するものとする。

（運営規則）

第 42 条 給付事業の運営については、この定款に定めるもののほか総会の議決を経て別に定める。

社団法人 宮城県私立幼稚園連合会 退職手当資金給付事業運営規則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、社団法人宮城県私立幼稚園連合会定款（以下「定款」という。）第42条の規定に基づき、私立幼稚園教職員退職手当資金給付事業（以下「給付事業」という。）運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務施行の基本原則)

第 2 条 給付事業は、法令、定款及びこの規則の定めるところにより、厳正かつ確実に執行されなければならない。

(資金の運用)

第 3 条 給付事業の資金は、当座の支払いに充てるため、必要かつ最小限の額を現金又は短期の預金として保有するほかは、長期の預金、金銭信託その他の方法により安全かつ有利に運用しなければならない。

第 2 章 申込及び異動報告書

(申込の手続)

第 4 条 給付事業に加入をしようとする正会員は、加入申込書に第10条に規定する加入申込金を添えて申込まなければならない。

(加入会員の資格)

第4条の2 この給付事業の加入対象となる者は、私立学校法第3条に定める学校法人等に使用され、年齢が満60歳未満の園長、教員、事務及びその他の職員（次に掲げる者を除く、以下「教職員」という。）で、かつ、私立学校教職員共済法（昭和28年法律245号）（以下「私学共済法」という。）の規定に基づく私立学校教職員共済制度（以下「共済制度」という。）の加入者である者（以下「加入会員」という。）とする。

- (1) 船員保険の被保険者
- (2) 専任でない者
- (3) 臨時に使用される者
- (4) 前三号に掲げる者のほか常時勤務に服しない者

(脱 退)

第 5 条 定款第37条第1項による給付事業から脱退するときは理由を付し、脱退を希望する日の30日前までに脱退届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第 6 条 正会員のうちこの給付事業に加入している者（以下「加入者」という。）は、第11条に規定する掛金の納付を相当の理由がなく6ヵ月以上滞納したときは、理事会において理事の3分の2以上の議決により給付事業から除名することができる。

(債務の弁済)

第 7 条 給付事業から除名され、又は脱退した加入者が、給付事業に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(異動報告書)

第 8 条 加入者は、次の各号の一に該当するときは、10日以内に異動等報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 教職員が新たに第4条の2の規定により資格を取得し、又は喪失したとき。
- (2) 教職員の氏名に変更があったとき。
- (3) 私立幼稚園の名称、住所又は代表者に異動があったとき。
- (4) 私立幼稚園を廃止したとき。

2 加入者は、毎年7月1日現在において現に勤務する教職員に係る標準給与基礎届書を理事長に提出しなければならない。

(休職等の場合の特例)

第 9 条 教職員が在職中に休職、停職その他これらに準ずる理由により給与の全部又は一部の支給を受けなくなったことにより、共済制度の加入者としての資格を喪失した場合は、第4条の2の規定にかかわらず、当該制度の加入会員であるものとしてこの規則を適用する。

2 前項の給与の全部又は一部を減じて支給を受ける者に関する第11条の規定による掛金の額の算定は、減額直前の給与にかかる標準給与月額を基礎とする。

第 3 章 加入申込金及び掛金

(加入申込金の額)

第 10 条 加入申込金の額は、加入者1園につき10,000円、教職員1人につき1,000円とする。

2 加入者は、加入後私立幼稚園又は教職員が増加した場合は、その増加した数につき、前項の加入申込金を追加納付しなければならない。

(掛金及び納付期限)

第 11 条 掛金は、加入者が全額負担するものとし、その掛金の額は、それぞれの加入会員（教職員）について宮私幼退職手当資金給付事業掛金早見表により定められた標準給与の月額に1,000分の65を乗じて得た金額の合計額を毎月の掛金額とし、翌月末日までに納付しなければならない。

- 2 第1項の掛金額の算定に当たって適用される標準給与月額は、私学共済法の規定する私学共済標準給与表の区分によるものとする。ただし、標準給与の月額が380,000円を超える給与月額があった場合でも、標準給与の月額の最高限度額は380,000円とする。給付金算定に当たっても同様とする。
- 3 第1項の掛金額の算定にあたって適用される標準給与の月額は、第8条第2項の規定により提出された標準給与の月額を、その年の9月から翌年8月まで適用するものとする。
- 4 月の途中において給付対象教職員に異動があったときは、その月分の掛金を納付するものとする。

(掛金の特例)

第11条の2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律76号）の定めるところにより加入者が育児・介護休業を認めた教職員の掛金については、第11条の規定にかかわらず、育児・介護休業の届け出があった月から終了する月分まで納付しないものとする。

(納付通知書)

第12条 理事長は、加入者の負担すべき各月の納付通知書を納付期限の10日前までに当該加入者に送付するものとする。

(督促及び延滞金)

第13条 前条の掛金を滞納した加入者に対しては、督促状を送付するものとする。

- 2 掛金を滞納した加入者は、滞納した金額につき、年利10.95%の割合で、納付期限の翌日から掛金完納の日までの日数によって計算した額の延滞金を納付しなければならない。
- 3 延滞金は、次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらずこれを徴収しない。
 - (1) 延滞金の総額が10円未満であるとき。
 - (2) 滞納したことについて、やむを得ない事情があると理事長が認めたとき。
- 4 延滞金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第4章 退職手当資金の給付

(退職手当資金の給付)

第14条 退職手当資金給付金（以下「給付金」という。）は、加入会員である教職員が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ。）にその退職者が勤務していた加入者に給付する。

- 2 前項の給付金は、当該退職者の退職金、又は、教職員の死亡による退職の場合は、その遺族に支給する退職金に充てなければならない。
- 3 遺族の範囲及び給付順位は、国家公務員等退職手当法（昭和28年法律182号）の例によるものとする。

- 4 給付金の給付にあたって、給付すべき掛金が未納となっている場合は、当該給付すべき金額から、当該未納分を控除して給付することができる。ただし、この場合、加入者が退職者の退職金を支給するときは、未納分を控除される前の退職給付金額に満つるまで補填してから、退職者に支給しなければならない。

(給付金の額)

第 15 条 給付金の額は、退職した者の平均標準給与の月額に別表の勤続期間（死亡退職を含む）に応じてそれぞれの給付率を乗じて得た額とする。

(平均標準給与の月額)

第 16 条 前条の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算してその前 5 年間の各月における標準給与の月額の合計額の 60 分の 1 に相当する額とする。

- 2 教職員であった期間が 5 年に満たない者の平均標準給与の月額は、教職員であった全期間の各月における標準給与の月額の合計額を、その期間の総月数で除して得た額とする。

(勤続期間の計算)

第 17 条 給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算は、この事業の加入会員となった日から引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、加入会員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。
- 3 退職した教職員が、他の加入者に就職し引き続き勤務した場合、当該教職員は退職しなかったものとみなし、前後の在職期間は引き続いた在職期間とすることができる。
この場合において当該教職員は、前任及び後任の加入者の承諾を受けなければならない。
- 4 当該退職教職員に係る前任の加入者は、退職した日から 20 日以内に所定の手続きを行うものとし、当連合会は当該加入者に対して当該退職に係る給付金の給付を行わないものとする。
- 5 第 11 条の 2 の規定により加入者が育児・介護休業を認めた当該給付対象教職員については、勤続期間から除くものとする。

(給付金の給付制限)

第 18 条 給付金は、次の各号の一に該当するときは給付しない。

- (1) 教職員が懲戒免職の処分を受けたとき。
 - (2) 教職員が刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職したとき。
 - (3) 加入者の就業規則に則り退職金が支給されないとき。
- 2 前項第 2 号に該当する場合において、禁固以上の刑に処せられなかったときは、判決確定後にこれを給付する。
 - 3 第 1 項各号の規定に該当するものであるかどうかについては、理事長が認定する。

(返 還 金)

第 19 条 第 5 条及び第 6 条の規定により脱退又は除名された場合の返還金は、掛金総額から 10%

を控除した額とする。

- 2 定款第40条及び本規則第14条第2項の規定に基づき、退職手当資金の給付を受けた加入者が、その退職給付金の全てを退職者に支給しないときは、その支給しなかった理由及び金額の多少にかかわらず、加入者に支給した金額を宮私幼に返還しなければならない。ただし、この場合、加入者が当該退職者分として納付した掛金総額から5%を控除した金額を支給するものとする。
- 3 第4条の2に規定する加入会員の資格を喪失したにもかかわらず、加入者が当該資格を喪失した加入会員のものとして誤って掛金を納入した場合は、その納入した理由の如何にかかわらず、誤って納入した掛金総額から3%を控除した金額を返還するものとする。

(退職とみなす場合)

第20条 教職員が年齢満60歳に達したときは、これを退職したものとみなす。

- 2 加入者が加入会員を給付事業加入園以外の勤務箇所に異動させたときは、当該加入会員は異動の日の前日をもって退職したものとみなす。

(給付金の請求手続)

第21条 加入者が給付金の給付を受けようとするときは、当該退職者の退職願の写しを添え請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、退職の理由が死亡のときは、死亡診断書を添付しなければならない。この場合において、その死亡が職務上の死亡によるものである場合においては、加入者は、その原因及び経過等を詳細に記載した書類を前項の請求書に添付しなければならない。
- 3 退職者が婚姻その他の理由により在職中の氏名と異なることとなった場合においては、その者の戸籍抄本等を第1項の請求書に添付しなければならない。

(支払通知)

第22条 理事長は、請求書を受理したときは、総務給付委員会に審査を求め、その結果の報告により、速やかに支払通知書を加入者に交付する。

- 2 前項の場合において審査の結果、給付金を給付することができないと認めたときは、理由を付した書面でもって加入者に通知する。

(受領書の提出)

第23条 給付金を受領した加入者は、退職者が加入者へ提出した退職金受領証等の写しを速やかに理事長に提出しなければならない。

(総務給付委員会の職務)

第24条 総務給付委員会の給付事業にかかる職務は次のとおりとし、その結果について理事長に報告するものとする。

- (1) 加入、脱退、給付等に関する審査
- (2) 審査請求その他不服申立の裁決

(3) その他給付事業に関する重要事項

第 5 章 補 則

(虚偽の排除)

第 25 条 理事長は、加入者が給付事業に関して理事長に提出する書面に虚偽の記載をした場合には、すでに給付した給付金を返還させ、又はその給付を停止することができる。

(給付金の返還等)

第25条の2 第19条第2項に規定する給付金の返還金の返還指定日までに返還しない場合には、指定日の翌日から年利10.95%の割合で延滞金を納付しなければならない。

2 第7条に規定する除名又は脱退した者が給付事業に債務を負っている場合は、その納付期限の翌日から年10.95%の割合で延滞金を納付しなければならない。

3 給付金の返還及び債務等の返済に応じない場合は、民法（昭和29年法律89号）の規定に基づき返還を請求するものとする。

(調 査 等)

第 26 条 理事長は、この事業等につき必要があると認める場合には、加入者の帳簿、書類等を調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第 27 条 給付事業に関する理事長の処分に対して、不服のある加入者は、その理由を付して、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して書面をもって審査の請求をすることができる。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについて、やむをえない理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求は、処分のあった日の翌日から起算して1年を超えて請求することができない。

3 前1項の請求があったときは、理事長はその請求を受理した後、速やかに審査して裁決してなければならない。

4 前項の裁決は書面により、かつ理由を付して請求者に通知するものとする。

(給付の停止等)

第 28 条 法令の改廃、補助金の廃止その他重大な事由の発生により給付事業の継続が困難になったときは、理事長は、給付金の支払いを停止することができる。

2 前項の場合においては、理事長は、速やかに総会を招集し、総会に付議して、その議決を求めなければならない。

(細 則)

第 29 条 この運営規則の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、社団設立許可のあった日以降において、理事長が理事会の議を経て定める日から施行する。
- 2 昭和50年2月28日以前に退職する教職員については、給付を行わない。

(期間通算の要件)

- 3 前項の場合において当該教職員は、通算される期間を通じて共済制度の加入者であったことを要する。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第10条第3項にかかる、標準給与月額がこの規則施行の日の前日において35等級を超えている者にあつては、この規定にかかわらず、施行日現在の等級を適用する。
- 3 第17条第1項3号の規定は、施行の日の前日までに資格取得した者にあつては、満3年に至るまでは、改正前の規定を適用するものとする。
- 4 前項の規定に該当する者のうち、その期間が2年未満の者の標準給与月額の算出は、改正前の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。(第10条第3項関係)

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度の予算から適用する。ただし、改正前の第10条第2項にかかる第11条・第16条第2項・第17条第1項第3号及び別表については、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項及び第16条については、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年11月1日から施行する。(第10条第2項関係)

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。(第10条第4、5項及び第16条第4項関係)

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(第5条新設、第11条、第12条、第16条、第18条・及び第19条)

ただし、第16条については平成13年4月1日から適用する。

参 考

(平均標準給与の月額)

第 16 条 前条の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算してその前 2 年間の各月における標準給与の月額の合計額の24分の 1 に相当する額とする。

- 2 教職員であった期間が 2 年に満たない者の平均標準給与の月額は、教職員であった全期間の各月における標準給与の月額の合計額を、その期間の総月数で徐して得た額とする。

(平成11年 4 月 1 日現在)

附 則

この規則の変更は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

(第 4 条 2、第 8 条 1 項、第11条 1 項、第15条、第16条 1 項、第20条)

ただし、第16条 1 項 2 項については、平成15年 4 月 1 日からまた第11条 1 項及び第20条については、平成16年 4 月 1 日から適用する。

参 考

(掛金及び納付期限)

第 11 条 掛金は、加入会員が全額負担するものとし、その掛金の額は、それぞれの教職員について私学学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第22条第 1 項から第 6 項までの規定により定められた加入者それぞれの標準給与の月額に1000分の59を乗じて得た金額を全教職員の分として合計した額とし、その月の分を翌月末日までに納入しなければならない。

経過措置として平成12年 4 月 1 日以降該当する年月まで、1 年につき1000分の 1 ずつ増率するものとする。

(平成12年 4 月 1 日現在)

(平均標準給与の月額)

第 16 条 前条の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算してその前 2 年間の各月における標準給与の月額の合計額の24分の 1 に相当する額とする。

- 2 教職員であった期間が 2 年に満たない者の平均標準給与の月額は、教職員であった全期間の各月における標準給与の月額の合計額を、その期間の総月数で徐して得た額とする。

経過措置として平成14年度は48分の 1 とする額。

(平成12年 4 月 1 日現在)

(退職とみなす場合)

第 20 条 教職員が年齢満64歳に達したときは、これを退職とみなす。

経過措置として平成12年 4 月 1 日以降該当する年月まで、1 年ずつ繰り下げるものとする。

(平成12年 4 月 1 日現在)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。(第19条)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。(第14条、第18条、第23条)

ただし、第14条及び第15条「退職手当資金の給付」に関する項目については特例措置として、平成15年5月29日から当分の間（平成16年3月31日を超えない期間）、その適用を凍結するものとする。

附 則

この規則は、平成15年5月29日から施行する。(第15条、附則（勤務期間の通算）、期間通算の要件)

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。(第4条の2、同条第1号から第4号、第6条、第7条、第8条第1項、同項第1号、同条第2項、第9条第1項、第10条第1項、同条第2項、第11条第1項から第4項、第11条の2、第12条、第13条第1項、同条第2項、同条第4項、第14条第1項、同条第4項、第17条第1項から第4項、第18条第1項第3号、同条第3項、第19条第1項、同第2項、同第3項、第20条、第22条第1項、同条第2項、第23条第2項、第24条第3号、第25条、第25条の2第1項から第3項、第26条、第27条第1項から第4項)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。(第11条)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。(第6条、第11条第4項、第11条の2、第17条第5項新設)

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。(第11条の2、第17条第5項、第23条)

附 則

この規則は、平成23年3月8日から施行する。(第20条、第28条、第29条)

社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業運営規則細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業運営規則（以下「運営規則」という。）第29条の規定に基づき、運営規則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(みなし退職者に係る給付金の取扱い)

第2条 運営規則第20条第1項の規定により退職したとみなされた者（以下「みなし退職者」という。）に係る給付金の請求手続きについては、運営規則第21条第1項に規定する退職願の写しの添付を要しない。

- 2 給付金を受領した加入者は、運営規則第23条により、受領証等の写しを速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、当該年度内に給付金をみなし退職者に支給しない場合には、「退職手当資金給付金取扱届書」（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(異動みなし退職者に係る給付金の取扱い)

第3条 運営規則第20条第2項の規定により退職したとみなされた者（以下「異動みなし退職者」という。）に係る給付金の請求手続きについては、運営規則第21条第1項に規定する退職願の写しに代えて、辞令その他異動の事実を証する書類の写しを添付するものとする。

- 2 加入者は、受領した給付金を、当該異動みなし退職者が退職したときに支給する退職金に充てなければならない。
- 3 異動みなし退職者に係る給付金を受領した加入者は、異動みなし退職者が退職するまでの間、受領した給付金を適切に管理しなければならない。
- 4 加入者は、異動みなし退職者に係る給付金を受領したときは、「退職手当資金給付金取扱届書」（様式第2号）を速やかに理事長に提出しなければならない。
- 5 運営規則第23条の規定は、異動みなし退職者には適用しない。

(私立幼稚園設置者となった者に係る給付金の取扱い)

第4条 加入会員が私立幼稚園の設置者（個人立の幼稚園以外にあっては、教職員を兼務しない者に限る。以下同じ。）となったときは、当該加入会員は設置者となった日の前日をもって退職したものとみなす。

- 2 前項の者に係る給付金の請求手続きについては、運営規則第21条第1項に規定する退職願の写しに代えて、設置者の変更に係る認可書又は届出書の写しを添付するものとする。

附 則

この細則は、平成23年3月8日から施行し、平成22年4月1日に遡って適用する。

様式第1号

退職手当資金給付金取扱届書（みなし退職者用）

平成 年 月 日

社団法人宮城県私立幼稚園連合会

理事長

殿

園 名

設置者名

退職手当資金給付金の取扱について（届出）

（社）宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業に加入しておりました下記の教職員は、給付事業運営規則第20条第1項により退職したとみなされ、退職手当資金給付金として、下記の給付を受けましたが、同人は引き続き本幼稚園に勤務しておりますことから、当該給付金については、次のとおりの取扱いとすることをお届けいたします。

記

1 教職員氏名

2 給付年月日 平成 年 月 日

3 給付金額 金 _____ 円

4 給付を受けた退職手当資金給付金は、その全額を、上記教職員が退職したときに支給する退職金に充当いたします。それまでの間、当該退職手当資金給付金は、本幼稚園において適切に管理いたします。

5 上記教職員に退職金を支給したときは、給付事業運営規則第23条により、提出を受けた退職金受領証等の写しを速やかに理事長に提出いたします。

様式第2号

退職手当資金給付金取扱届書（異動みなし退職者用）

平成 年 月 日

社団法人宮城県私立幼稚園連合会

理事長 殿

法 人 名

園 名

設 置 者 名

退職手当資金給付金の取扱について（届出）

（社）宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業に加入しておりました下記の教職員は、平成 年 月 日に給付事業加入園以外の勤務箇所に異動し、異動みなし退職者となりましたので、退職手当資金給付金として下記の給付を受けましたが、同人は引き続き本法人に勤務しておりますことから、当該給付金については、次のとおりの取扱いとすることをお届けいたします。

記

1 教職員氏名

2 給付年月日 平成 年 月 日

3 給付金額 金 _____ 円

4 給付を受けた退職手当資金給付金は、その全額を、上記教職員が本法人を退職したときに支給する退職金に充当いたします。それまでの間、当該退職手当資金給付金は、本法人において適切に管理いたします。

別 表 (第11条関係)

宮私幼退職手当資金給付事業掛金早見表

平成25年4月1日施行 (単位:円)

等級	標準給与の	給 与 月 額 以上 未満	掛金額 $\frac{65}{1,000}$
	月 額		
1	98,000	101,000未満	6,370
2	104,000	101,000~107,000	6,760
3	110,000	107,000~114,000	7,150
4	118,000	114,000~122,000	7,670
5	126,000	122,000~130,000	8,190
6	134,000	130,000~138,000	8,710
7	142,000	138,000~146,000	9,230
8	150,000	146,000~155,000	9,750
9	160,000	155,000~165,000	10,400
10	170,000	165,000~175,000	11,050
11	180,000	175,000~185,000	11,700
12	190,000	185,000~195,000	12,350
13	200,000	195,000~210,000	13,000
14	220,000	210,000~230,000	14,300
15	240,000	230,000~250,000	15,600
16	260,000	250,000~270,000	16,900
17	280,000	270,000~290,000	18,200
18	300,000	290,000~310,000	19,500
19	320,000	310,000~330,000	20,800
20	340,000	330,000~350,000	22,100
21	360,000	350,000~370,000	23,400
22	380,000	370,000以上	24,700

別 表 (第15条関係)

退職手当資金給付乗率表

勤 続 期 間		乗 率
0年以上	1年未満	0.600
1	2	0.750
2	3	1.500
3	4	2.250
4	5	3.000
5	6	3.750
6	7	4.500
7	8	5.250
8	9	6.000
9	10	6.750
10	11	7.500
11	12	8.250
12	13	9.000
13	14	9.750
14	15	10.500
15	16	11.250
16	17	12.000
17	18	12.750
18	19	13.500
19	20	14.250
20	21	15.000
21	22	16.000
22	23	17.000
23	24	18.000
24	25	19.000
25	26	20.000
26	27	21.000
27	28	22.000
28	29	23.000
29	30	24.000
30	31	25.000
31	32	26.000
32	33	27.000
33	34	28.000
34	35	29.000
35	36	30.000
36	37	31.000
37	38	32.000
38	39	33.000
39	40	34.000
40年以上		35.000

※ 平成15年5月29日から適用する。